

他府県等から京都府公立高等学校を志願するみなさん及び 京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居されるみなさんへ(全日制)

- 1 京都府公立高校においては、高校・課程・学科ごとにそれぞれ「通学区域」が定められており、保護者(志願者が成人の場合は本人)の住所(生活の本拠)が存する通学区域内の高校・学科等に限り、志願することができます。
- 2 入学願書の提出後から入学日の間において、他府県や外国から京都府内に転居される場合や、京都府内で公立高校の通学区域を越えて転居される場合は、特別事情具申<2号>として、転居先の住所及びその住所から志願できる高校・学科等を事前に届け出ていただく必要があります。
- 3 上記の手続きは、保護者等が直接ご来庁の上、行っていただきます。なお、事前相談については、お電話でも可能です。

特別事情具申とは

1. 手続期間

手続は直接ご来庁の上、行っていただきます。なお、事前相談は電話でも可能です。

- ・令和8年1月6日(火)から1月16日(金)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで
- ・ただし、前期選抜・特別入学選抜に志願する場合は、
令和8年1月6日(火)から1月9日(金)まで(日・土・祝日除く) 午前9時～午後5時まで

2. 受付場所(京都府教育庁または各教育局)

- ・京都府教育庁指導部高校改革推進室
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL:(075)414-5848
- ・乙訓教育局 向日市上植野町馬立8 TEL:(075)933-5130
- ・山城教育局 京田辺市田辺明田1 TEL:(0774)62-0148
- ・南丹教育局 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL:(0771)62-0304
- ・中丹教育局 綾部市川糸町堀ノ内 39 TEL:(0773)42-1200
- ・丹後教育局 宮津市字吉原 2586-2 TEL:(0772)22-2175

3. その他

- ・事情をよく説明できる成人の方であれば、保護者以外の方でも手続をしていただけます。
- ・住民登録(住民票)は、手続時点では提出を求めています。
ただし、合格後、各学校において、入学手続の際に住民票記載事項証明書の提出を求めますので、それまでには住所を異動させてください。
- ・例年、手続期間の初日に多くの方が来庁されます。長時間お待ちいただく場合がございますが、ご了承ください。
- ・定時制課程、通信制課程を志望される方は、特別事情具申は不要です。学校により書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは志願される学校にお問合せください。

手続の流れ

【例】②転居等により、住所の届出を要する場合

日程目安	手続の流れ	内容・備考等
12月上旬頃まで	転居予定 ↓ ①中学校に連絡 ↓ ②選抜要項・願書等入手	転居等の予定がある場合は、まずは在籍している中学校に連絡してください。 入学者選抜要項や特別事情具申に関する様式は12月頃から京都市教育委員会や京都府教育庁高校改革推進室のホームページに掲載しています。 なお、入学者選抜要項・願書等は郵送による資料請求も可能です。
	↓ ③教育委員会に相談 ↓ ④特別事情具申手続書類の準備・確認	ご相談は中学校からでも保護者の方からでも構いません。 事前相談は電話でも可能です。 〔京都市教育委員会 指導部 学校指導課:(075)222-3811 〕 〔京都府教育庁 指導部 高校改革推進室:(075)414-5848 〕 提出書類については、<u>選抜要項p92</u>及び<u>提出書類確認シート</u>をご確認ください。 ご不明な点がありましたら、教育委員会へお気軽にご相談ください。 <u>提出書類</u> (1) 転居の場合(保護者と志願者が京都府内に転居する) ① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) <u>選抜要項p120</u> ② 転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料 ③ 返信用封筒(定型・110円切手を貼ったもの) ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 (2) 単身赴任等の場合(志願者が京都府内に居住する保護者の住所へ転居する) ① 副申書 <u>選抜要項p121</u> ② 府内の住所が確認できる資料 ③ 返信用封筒(定型・110円切手を貼ったもの) ④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ■<u>学区外の中学校に通学している場合</u> ① 京都府へ既に転居しているが、「区域外就学」の許可を受け、転校せずに中学校へ通っている。 ➡ 手続は不要ですが、出願時に「区域外就学許可書」等の写しを添付してください。 ② 京都府内の住所から府外の国・私立中学校に通学している。 ➡ 手続は不要です。ただし、志願者が保護者と別居して通学している場合には、その事情を記した在学中中学校長の副申書(任意様式)を出願時に添付してください。
1月上旬～中旬	↓ ⑤特別事情具申手続	手続期間、受付場所などは本資料の1ページをご確認ください。
1月中旬以降	↓ ⑥受理書等の受領	教育委員会で内容を審査し、「受理書」もしくは「副申書」を返信用封筒で郵送します。
1月下旬以降	↓ ⑦出 願	「受理書」もしくは「副申書」を入学願書に添付することで出願可能になります。 ■<u>前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合</u> 前期選抜の合格発表後、中期選抜を受検する場合は、教育委員会で受理書等を再発行します。再発行が必要か確認するため、前期選抜の合格発表当日中に、可否に関わらず、教育委員会へ中期受検の有無について必ず連絡してください。 なお、再発行した書類は教育委員会から出願校へ送付するため、願書への添付は不要です。

具体的な事例

※ 入学願書の提出から入学日までの期間において、

以下のケースに該当する場合に特別事情具申又は住所確認の手続が必要となります。

<特別事情具申>

・保護者の住所を他の都道府県又は外国から府内に変更する者

対象	・他の都道府県から府内へ中学卒業と同時に転居予定 ・海外の日本人学校卒業後、3月中には帰国し、府内に居を構える予定
対象外	・他の都道府県や海外から5月上旬に転居予定 → 入学日までに転居する必要がある、受理できない。 ・他の都道府県から生徒のみ単身で府内へ転居 → 保護者が府内に居住していないため、受理できない。

・保護者の住所を府内において変更する者のうち、

当該学科等の通学区域を越えて住所を変更する場合(山城通学圏から京都市・乙訓通学圏 等)

対象	・宇治市在住だが、3月中に京都市内へ転居予定 → 山城通学圏から京都市・乙訓通学圏への通学区域をまたがる転居のため、具申手続が必要。
対象外	・福知山市内で保護者と同居しているが、生徒のみが京都市にいる両親の知人の家へ下宿予定 → 保護者と一緒に転居する必要がある、受理できない。 ・宇治市内に在住しているが、京都市に住宅を建築中であり、引き渡し予定は5月中である。 → 入学日までの引き渡しが必要であり、現住所からの志願となる。

<住所確認手続き>

・以下のケースに該当する場合は、「住所確認」手続きが必要となる。

手続きが必要となる理由及び府内の親の住所等を記した中学校長の副申書(住所確認用)を作成し、具申手続期間中に府内の住所を確認できる書類とともに府教育委員会等に持参し、あらかじめ住所の確認を得ること(副申書は願書に添付する)。

・両親のうち一人が単身赴任等のため既に府内に住居を有しており、中学校卒業後に、生徒は他の家族とともに当該住居へ転居する場合
保護者の住所は府内にあり転居予定もないが、生徒が保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する国私立中学等(山村留学等を含む。)に就学している場合 <u>A 中学校の事実上の保護者を府外の親族等としている場合</u> → 上記の住所確認手続きを行う <u>B 中学校の指導要録上、保護者及び保護者の住所が府内の親である場合</u> → 上記手続きは不要だが、府内住所等を記した中学校長の副申書を願書提出時に添付
・過年度卒業者で中学校卒業後転居した場合 ※副申書(住所確認用)様式を流用、中学校長の副申は不要

(参考)具申手続きが不要な場合

・願書提出時に既に転居しているが、市町村教育委員会による通学区域外就学許可により従来の中学校に引き続き就学している場合 → 区域外就学許可書の写しを願書提出時に添付する。
・保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合 → 区域外就学許可書の写し又は中学校長の副申書を願書提出時に添付する。

京都府教育庁へのアクセス(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)



(交通案内)

地下鉄:市営地下鉄烏丸線「丸太町」下車徒歩10分

市バス: 10系統、93系統、202系統、204系統「文化庁前・府庁前」下車徒歩5分

特別事情具申手続の提出書類について(提出書類確認シート)

事情2 転居等により、住所の届出を要する場合

チェック

① 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2)または副申書

☐

ご事情に応じて、いずれかの書類をご準備ください。

■ 保護者と志願者が京都府内に転居する場合

⇒ 高等学校入学志願者の住所に関する届 第2号様式(の2) **選抜要項p120**

■ 単身赴任等により既に京都府内に居住する保護者の住所に志願者が転居する場合

⇒ 副申書 **選抜要項p121**

チェック

② 転居先住所又は生活の本拠、府内の住所を確認できる資料

☐

ご事情に応じて、いずれかの書類をご準備ください。

■ 持家に転居する場合

書類(例)	備考
・ 家屋に係る固定資産税納税通知書と課税明細書(写) ・ 家屋に係る評価証明書(写) ・ 建物に係る登記事項証明書(写)	・ 当該年度に発行されていること ・ 所有者全員の氏名が確認できること (所有者が複数人の場合、家屋に係る固定資産税納入通知と課税明細書には全員の氏名が記載されていない場合があります。所有者全員の氏名が確認できる資料をご準備ください。)

■ 家屋を新築又は購入し転居する場合

書類(例)	備考
・ 家屋に係る売買契約書(写) ・ 建設工事請負契約書(写)	・ 入学日までに完成・引渡しができることがわかること ・ 契約日及び押印があること

■ 借家・社宅等に転居する場合

書類(例)	備考
・ 賃貸契約書(写)	・ 入学日までに入居することがわかること ・ 契約日及び押印があること ・ 入居者名に保護者・志願者氏名の記載があること
・ 社宅入居証明書	以下の事項が記載され、勤務先代表者(所属長)印があること ア 入居(予定)年月日 イ 入居先住所 ウ 入居者全員の氏名

③ 返信用封筒(返信先を記入し、110 円切手をはったもの)

チェック

☐

④ その他、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料

チェック

☐

①～③の書類をご確認のうえ、教育委員会へご連絡ください。ご事情に応じて、必要資料等をご案内いたします。

■ 必要となる資料の一例

書類(例)	事情(例)
・ 同意書 選抜要項p122	・ 保護者の方が転居先住居の所有者または借主でない場合 ・ 賃貸契約書の入居者名に保護者・志願者氏名の記載がない場合 等
・ 更新契約書	賃貸契約期間が入学日までに満了し、更新契約をする場合 等